

国住指第4750号
平成30年3月27日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件
の一部を改正する件の施行について（技術的助言）

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部を改正する件（平成30年国土交通省告示第502号）は、平成30年3月27日に公布、平成31年4月1日に施行されることとなった。

については、改正後の防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。また、施行までの間に、関係事業者等に周知徹底されるよう願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼が拡大し、その消火に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。同検討会においてとりまとめられた報告書（平成29年6月公表）では、次の理由から、初期火災の拡大防止を図るための方策について提言がなされた。

- ・ 今回の火災においては、主要な電気配線に直結して設置されているアナログ式感知器の周囲などにおいて短絡が発生したことによって、多数の防火シャッターが正

常に作動しないという現象が確認されたこと。

- ・ 今回の火災のように極めて規模の大きな倉庫においては、①可燃物量が極めて大きいこと、②防火区画として、固定の壁ではなく、随時閉鎖式の防火シャッターが用いられることが多いこと、③スプリンクラー設備が設置されていないことなどの状況が一般的に想定され、同様の現象が生じた場合、初期消火が困難となって火災の範囲が拡大するおそれがあること。

今般、提言を踏まえて、大規模倉庫を対象として、感知器に係る電気配線の短絡によって、多数の防火シャッターが作動しなくなる状況が発生することを防ぐための対策を講じるため、所要の改正を行うこととした。

2. 告示改正の概要

倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上の建築物について、当該用途に供する部分に火災情報信号を発信する感知器（いわゆるアナログ式感知器等）を設ける場合は、その電気配線について次の（1）又は（2）のいずれかの措置を講じなければならないこととする。ただし、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備を設けた部分については、この限りでない。

（1）短絡を防止する措置

電気配線が感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料（耐火電線に用いるマイカ素材のテープ等）で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じることとする。

耐熱性を有する材料で被覆する措置については、電気配線が感知器に接続する部分において電線内の導線が分岐された状態となっており、火災による熱で導線の被覆材が熔融した場合に、導線同士が接触することにより短絡が発生する可能性があることから、それぞれの導線を被覆することを求めているものである。

（2）短絡の影響を局限化する措置

短絡が発生した場合であっても、その影響が床面積3,000㎡以内の防火区画された部分以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けることとする。

ここでいう「断路器その他これに類するもの」には、自動火災報知設備におけるショートサーキットアイソレーター等、短絡部を切り離すことで、短絡の影響が設備全体に及ぶことを防止する機能を有する機器が該当する。

なお、一部において発生した短絡による影響が、できるだけ小規模な範囲に留まるように、本告示においては、影響が及ぶ範囲の上限となる規模を3,000㎡として定めているものである。